



## 令和6年 廃棄物規制課の取組について

新年明けましておめでとうございます。日頃から産業廃棄物行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和6年の新春を迎えるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

世界的なエネルギー需給のひっ迫や資源燃料価格の高騰への対応が求められる中、産業廃棄物処理業に従事される皆様におかれては、エッセンシャルワーカーとして、廃棄物の適切処理の役割をしっかりと担っていただいていることに、心より感謝いたします。

さて、我が国における2050年カーボンニュートラルの達成や循環経済の実現に向けて、今般、廃棄物処理業においても、資源循環及び脱炭素化のための取組みが強く求められています。環境省は、昨年6月、廃棄物処理業における脱炭素化の推進やライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進のため、国全体として取組みを進めていく必要があることを踏まえ、廃棄物処理法に基づく基本方針の見直しを行い、それらを明記しました。

また、第五次循環型社会形成推進基本計画の策定に向けて、「循環経済への移行」を、カーボンニュートラルの実現や生物多様性の保全と併せて、地方創生、産業競争力強化、経済安全保障への貢献にも資するという形で盛り込む方向で検討しています。そこでは、循環経済への移行に向けたマイルストーン（素材ごとの方向性や数値目標）やその実現のための施策を明記する予定であり、政府として資源循環の取組みを積極的に後押しする姿勢を示していきます。

また、政府全体として、GX実現に向けた取組みの中においても、資源循環は重要な分野の一

つと認識されており、動静脈連携を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場を創出することが目指されています。昨年10月に開催された首相官邸でのサーキュラーエコノミーに関する車座対話においては、岸田総理より、地方創生の観点も踏まえ、サーキュラーエコノミー政策を中長期的に重要な柱として位置づけていくとの発言がありました。また、第212回臨時国会での総理による所信表明演説においても、地方創生と社会課題解決を両立させる、循環経済への取組みを進める旨の発言がありました。

そのような流れを受けつつ、昨年6月に、環境省の循環型社会部会の下に新たな小委員会を設置しました。皆様方の資源循環産業を中心とした脱炭素型資源循環システム構築のための政策について審議いただいています。議論の内容を受け、高度な資源循環の取組に対する支援や情報を通じた主体間の連携の促進等の措置を通じて、制度的対応も含め、政策を立案・実施してまいります。

その他、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境を守るために、PCB廃棄物の期限内処理に向けた取組みや、不法投棄等の撲滅・安全安心な地域社会の維持に向けた取組みを加速化してまいります。さらには、激甚化する気候災害に伴い大量発生する災害廃棄物の処理体制の確保や改正バーゼル条約への対応など、資源循環を取り巻く課題は多く存在しております。こうした諸課題に引き続き全力で対処してまいりますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。末尾ながら、産業廃棄物処理業界の一層の発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。